令和6年度 一般会計歲品	出 第4款1項2目 12節(5)修繕工事等委託料
受 付	受託担当 カー・カー・ディー アップ・デュー 担当者名 矢野 布美子 鳥見区役所地域振興課 電話:045-510-1691
竟	设 計 書
1 委 託 名 横浜市鶴見区	民文化センター4階ホールワイヤレスマイク更新業務委託
2 履 行 場 所 横浜市鶴見区	民文化センター(横浜市鶴見区鶴見中央1-31-2)
3 履 行 期 間 □ 期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
又 は 期 限 ■ 期限	令和7年1月31日まで
4 契 約 区 分 ■ 確定契約	り
5 前 金 払 い □ する	(□ 分割払い(回) □ 一括払い)
■ しない 6 その他特約事項	
7 現 場 説 明 ■ 不要 □ 要	(月 日 時 分 場所)
8 委 託 概 要 鶴見区民文化	センター4階ホールにおけるワイヤレスマイクの更新業務
9 部 分 払 □ する ■ しない	(回以内)
委託代金額 内 訳 業務価格 消費税及び地方消費税相当額	

内 訳 書

名称	形状・寸法等 (同等品可)	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘要
【機器費】						
指向性アンテナ	SENNHEISER AD3700	4	台			
アクティブアンテナコンバ イナー	SENNHEISER ACA3	1	台			
アクティブアンテナ分配器	SENNHEISER EW-DX ASA (Q-R-S)	1	台			
受信機	SENNHEISER EW-DX EM 2 DANTE (S1- 10)	3	台			
ハンド型マイクロフォン	SENNHEISER EW-DX SKM-S (S1-10)	6	台			
マイクカプセル	SENNHEISER MMD835-1 BK	6	台			
ボディパック	SENNHEISER EW-DX SK (S1-10)	6	台			
クリップオンマイク	SENNHEISER ME4	6	台			
ヘッドセット	SENNHEISER HT747 BLACK	6	台			
充電池	SENNHEISER BA70	12	台			
充電器	SENNHEISER CHG70N+PSU KIT	3	台			
小 計 (A)						

【工事費】					
機器取付工事費		1	式		アンテナ配線は 既設流用
端末結線工事費		1	式		
総合試験調整費		1	式		
雑材料・消耗品		1	式		
運搬費		1	式		
撤去費		1	式		
産業廃棄物処理費		1	式		
小 計 (B)					
【その他】					
諸経費		1	式		
小 計 (C)					
計 (A~C)					
上記のうち消費税額					
合 計					

横浜市鶴見区民文化センター4階ホールワイヤレスマイク更新業務委託仕様書

1 施設名

横浜市鶴見区民文化センター (所在地:横浜市鶴見区鶴見中央1-31-2)

2 履行期限

令和7年1月31日(金)

(詳細な施工日程は、委託者及び施設館長と調整して決定することとする。)

3 委託業務内容

横浜市鶴見区民文化センターの4階ホールにて使用しているワイヤレスマイクは、経 年劣化によりバッテリーホルダーが破損しています。また、経年劣化により、使用中に 突然電波を受信しなくなる現象が生じていることから、既存の機器類を撤去するととも に、代替機の設置及び動作確認等を行うこととします。

なお、既存のワイヤレスマイクはB型(電波法令や無線技術など特に制限がない電波体を使用した機種)を使用していますが、近隣地にて電波体を設定した場合に混信やノイズ混入、又は外部への電波漏洩の恐れがあることから、A型(ホワイトスペース帯。放送局やホールを有する市民利用施設等にて多く使用される、施設専用にて使用することできる電波帯の機種)へと更新することとします。

4 完了報告書の提出

作業終了後、修繕を適切に行ったことを証する写真(履行前、履行後)及び完了報告書を速やかに提出すること。

5 その他

- (1) 委託業務の履行にあたっては、委託契約約款を適用し、関係規定を遵守すること。
- (2) 機器を同等品によって更新する場合は、事前に質問書にて委託者に確認すること。
- (3) 受託者は、作業前に現地を調査し、横浜市鶴見区民文化センターと施工内容やスケジュール等を確認、調整すること。搬出入の際には、横浜市鶴見区民文化センターとエレベーターの使用時間帯等の調整を円滑に行うこと。
- (4) 作業に伴う騒音、振動、粉塵、臭気の発生等は、各規制基準を超えぬよう対応策を講じるとともに、諸官庁への必要な手続きを遅滞なく行うこと。
- (5) 作業実施時の利用者への案内や看板の設置(通行経路等)は、必要に応じて受託者が 行うこと。
- (6) 作業場所は必要に応じて区画を行い、作業は作業区画内で行うこと。
- (7) 業務遂行上に知り得た情報及び成果等について、委託者の承認を受けずに、これを使用、第三者への提供または公表してはならない。
- (8) 作業により発生した廃材処分を行う場合は、関係法令に従い、受託者が引取り、安全な場所で適切に廃棄処理手続きを行うこと。

- (9) 作業中、既存施設に被害を与えた場合には、受託者の責任において速やかに 復旧すること。
- (10) この仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合の解釈については、委託者と協議の上、指示に従うこと。

〈既存機器の写真及び図面〉

■アンテナ





■ワイヤレスチューナー



■ワイヤレスマイク



■ホルダー





■ワイヤレスマイクバッテリーホルダー部分破損





■ワイヤレスピン型















